

## 亀山市告示第130号

亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月4日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、放課後児童クラブが設置されていない小学校区にある小学校に就学している児童の通学区域外の放課後児童クラブへの送迎に要した費用（以下「送迎費用」という。）の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、児童の授業終了後の適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

#### (助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金は、亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金（以下「助成金」という。）という。

#### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。ただし、亀山市就学等に関する規則（平成17年亀山市教育委員会規則第16号）第3条の規定により指定校の変更の申立てをし、亀山市教育委員会が指定校を変更した児童の保護者を除く。

- (1) 放課後児童クラブが設置されていない小学校区にある小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないため、放課後児童クラブを利用することが必要と認められるもの（次号において「対象児童」という。）の保護者
- (2) 放課後児童クラブを利用するために対象児童を小学校から放課後児童クラブまで送り届けるため、亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成18年亀山市告示第44号）第9条第1号の規定による相互援助活動（次条において「相互援助活動」という。）又は自家用車を利用した保護者

#### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、放課後児童クラブを利用するため、対象児童を小学校から放課

後児童クラブまで送り届けた日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。）1日当たり、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 相互援助活動を利用した場合 送迎費用のうち、小学校から放課後児童クラブまでの送り届けに要した費用に相当する額

(2) 自家用車を利用した場合 小学校から放課後児童クラブまでの送り届けに要した走行距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）1キロメートルにつき20円

(助成金の交付請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付請求書（様式第1号）に前条第1号に該当する場合はファミリーサポートセンターを利用して通所したことがわかる資料及びその利用に係る領収書を、同条第2号に該当する場合は放課後児童クラブ通所回数証明書（様式第2号）を添付して市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年度分の助成金の交付から適用する。

様式第1号（第5条関係）

亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者（保護者）

〒  
住 所  
フリガナ  
氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。  
電話番号

亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付要綱第5条の規定により、助成金を交付されたく、必要書類を添えて請求します。なお、この請求に関し、住所、在籍状況等を調査することを承諾します。

1 対象児童

(1) 学校及び学年 小学校 年

(2) 氏名

(3) 住所 亀山市

(4) 放課後児童クラブ名

2 該当区分 第4条第1号 第4条第2号

3 請求額 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)

月	通所日数	1日当たりの助成額	1月当たりの助成額
年 月	日	円	円
年 月	日	円	円
年 月	日	円	円
年 月	日	円	円

4 振込先

振込先	銀行		本店
	農協		支店
	信用金庫		出張所
	普通	当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) ファミリーサポートセンターを利用して通所したことがわかる資料及びその利用に係る領収書（第4条第1号該当）
- (2) 放課後児童クラブ通所回数証明書（様式第2号）（第4条第2号該当）

様式第2号（第5条関係）

亀山市放課後児童クラブ通所回数証明書

（対象児童）

1 学校及び学年 小学校 年

2 対象児童氏名

3 住 所 亀山市

令和 年度

月	通所 日数	通所した日（○をつけてください。）																														
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

上記のとおり証明します。

年 月 日

（証明者 放課後児童クラブ）

所在地

名称

代表者職氏名

